

令和4年2月18日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部商工産業政策課

## 山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のお知らせについて

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために県が実施した、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく夜間営業時間の短縮の要請（以下「時短要請」といいます。）に全期間御協力いただいた事業者の皆様を対象に、下記のとおり協力金を支給します。  
つきましては、本協力金事業について、周知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象となる店舗

令和4年1月27日（木）から同年2月20日（日）までの「まん延防止等重点措置」の期間内に、重点措置区域内において時短要請に全期間御協力いただいた飲食店等

#### 2 支給額

##### 【支給額の算定方法】

「1日当たりの協力金の額」×「時短営業（休業を含む）した日数」

##### 【1日当たりの協力金の額】

≪認証店の場合≫ 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の4割+1万円  
（下限4万円、上限11万円）

≪非認証店の場合≫ 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の4割  
（下限3万円、上限10万円）

#### 3 申請

(1) 申請受付期間：令和4年2月28日（月）～令和4年3月31日（木）  
（当日消印有効、締切厳守）

(2) 申請方法：山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局へ郵送  
〒983-8799  
仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内）

(3) 問い合わせ先：山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター  
電話番号 **0120-297146**（通話料無料）  
（コールセンターは令和4年2月21日（月）より開設します。）

#### 4 その他

詳細については、添付のチラシ及び山形県ホームページ内「山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について」を御覧ください。

山形県 協力金

検索



担 当：産業労働部商工産業政策課  
課長補佐 庄司（023-630-2134）  
報道監：産業労働部  
次 長 大山